

平成29年度 玄海町保育所保育料徴収基準額表

各月初日の措置児童の属する玄海町の基準額						
階層	定 義		平成 29 年 度 適 用 額			
			3 歳 未 満 児	3 歳 児	4 歳 以 上 児	
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0	
第2	町民税 非課税世帯	* 1	0	0	0	
		上記以外の方	5,850	3,900	3,900	
第3		所得割課税額 48,600 円未 満	* 1	2,910	2,430	2,430
		上記以外の方		12,670	10,720	10,720
第4-1		48,600円以上 57,700円未 満	* 1	4,500	3,900	3,900
		48,600円以上57,700円未 満		18,000	16,200	16,200
第4-2	第1階層を除 き、前年分の町民 税課税世帯であ つて、その所得割額 の区分が次の区 分に該当する世帯	48,600円以上 77,101円未 満	* 1	4,720	3,900	3,900
		57,700円以上97,000円未 満		19,500	17,550	17,550
第5-1		97,000円以上133,000円未 満		26,700	24,900	24,900
第5-2		133,000円以上169,000円未 満		28,920	26,970	26,970
第6-1		169,000円以上235,000円未 満		36,600	32,480	27,440
第6-2		235,000円以上301,000円未 満		39,650	33,630	27,440
第7		301,000円以上		52,000	33,630	27,440

※玄海町保育料の軽減措置第4-2階層以上(内閣府基準、第4-2階層未 満町基準))

- ①第3子以降の児童の場合・・・2分の1(0円)
- ②入所児童が2人の場合・・・2人のうち、高い方を2分の1 (第2子・・・2分の1)
- ③入所児童が3人の場合・・・3人のうち、最も高い児童を10分の1、次に高い児童を2分の1  
(第3子以降・・・0円)

※1:ひとり親家庭等世帯等(所得割額77,101円未 満)

第1子目・・・基準額表、第2子目・・・0円